

## 同志社女子大学ラーニング・コモンズ利用内規

### (目的)

第1条 同志社女子大学ラーニング・コモンズ（以下「ラーニング・コモンズ」という。）の円滑な運用を図るため、この内規を設ける。

### (ラーニング・コモンズの範囲)

第2条 この内規において、ラーニング・コモンズとは、楽真館1、2階及び聡恵館の1、2階における教室等を除く学修施設とする。ただし、聡恵館については、図書館部分を除く。

### (利用目的)

第3条 ラーニング・コモンズは、本学学生の学修活動を支援する施設として、次の目的のために利用できるものとする。

- (1) 授業の一環としての学修
- (2) 個人またはグループによる学生の自主的な学修
- (3) 学生を対象としたセミナー、フォーラム、シンポジウム、講演会、懇談会等
- (4) 学生を対象としたスキル向上のためのワークショップ等
- (5) 情報検索等による学修活動
- (6) その他、教務部長が認めた活動

### (利用者)

第4条 ラーニング・コモンズを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の正規学生及び非正規学生
  - (2) 本学の教職員及び嘱託講師
  - (3) その他、教務部長が認めた者
- 2 利用者は、求められた場合は身分証明書等を提示しなければならない。
- 3 身分証明書等を有さない利用者については、受付において利用許可の確認を受けなければならない。ただし、イベント等の参加者に対しては、利用許可の確認を省略することができる。

### (利用時間)

第5条 ラーニング・コモンズの利用時間は、別に定める。

- 2 利用時間を臨時に変更すること、及びラーニング・コモンズを臨時に閉室することがある。
- 3 授業及び試験期間とそれ以外の期間とでは、利用できるエリア及びサービスが異なることがある。

(予約)

- 第6条 ラーニング・コモンズは、原則として予約することなく利用できるものとする。  
ただし、イベントエリアでイベントを実施する場合及びギャラリーを利用する場合は予約を必須とするとともに、別に定める一部のエリアについては予約することもできるものとする。

(機器等の利用)

- 第7条 ラーニング・コモンズでは、別に定める機器等を貸し出す。  
2 ラーニング・コモンズ内の貸出機器等は、ラーニング・コモンズ内で利用しなければならない。  
3 貸出機器等を故意又は過失により故障させたときは、現品又は代価をもって弁償しなければならない。

(利用上の注意)

- 第8条 利用者は、この内規に定める事項の他、別に定めるラーニング・コモンズ利用上のガイドラインに定める事項を守らなければならない。  
2 利用目的や利用方法が不適切であると教務部長が判断する場合は、教務部長は利用を許可しないこと又は利用を中止させることができる。

(事務)

- 第9条 この内規に関する事務は、教務部教務課が取り扱う。

(改廃)

- 第10条 この内規の改廃は、教育開発支援センター運営委員会、常任委員会及び評議会の議を経て、学長が決定する。

附則

- この内規は、2017年9月1日から施行する。